

再審法改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、冤罪被害者の人権救済は、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとってはもちろん、人権国家を標榜する我が国にとっても重要な課題といえます。冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がありますが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられており、再審のルールが存在しないことで、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

特に、再審における証拠開示の問題は重要であり、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要ですが、現行法には明文規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判官や検察官の対応次第で、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠であります。

また、再審開始決定に対し、検察官が不服申立てを行う事例が相次いでいます。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、検察官にも有罪を立証する機会が与えられていることから、再審開始決定後は、速やかに再審公判に移行すべきであり、検察官の不服申立てを認めるべきではありません。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、以下の事項を含む再審法の改正を速やかに行うことを求めます。

記

- 1 再審請求手続の審理の適正化と公平性を担保するために証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定後の検察官の不服申立てを認めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年9月20日

長 崎 市 議 会